

様式第13（第21条関係）

（表）

		第	号
深海底鉱業暫定措置法第35条第2項の規定による立入検査を行う職員 の身分証明書			
写 真	（押出 スタ ンプ 割印）	職名及び氏名	
		年 月 日 生	
年 月 日 発行			
有効期限			
		経済産業大臣	印

(裏)

深海底鉱業暫定措置法抜すい

第 3 5 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、深海底鉱業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、深海底鉱業者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 4 7 条 第 3 5 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、1 0 万円以下の罰金に処する。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とすること。